おおあらい
第29号
発行所　大洗町役場
発行人　加藤清
印刷所　新いばらきタイムス社
TEL 水戸②五二八(代)

われ等が代表30名きまる

今度四ケ年に亘りわが大洗町の町政に住民の世論を反映させ、住民福祉の増進と飛躍的な町発展を託す代表３０名を選ぶ町議会議員の選挙は、去る10月20日行われ、次の方々が栄ある当選をされました。

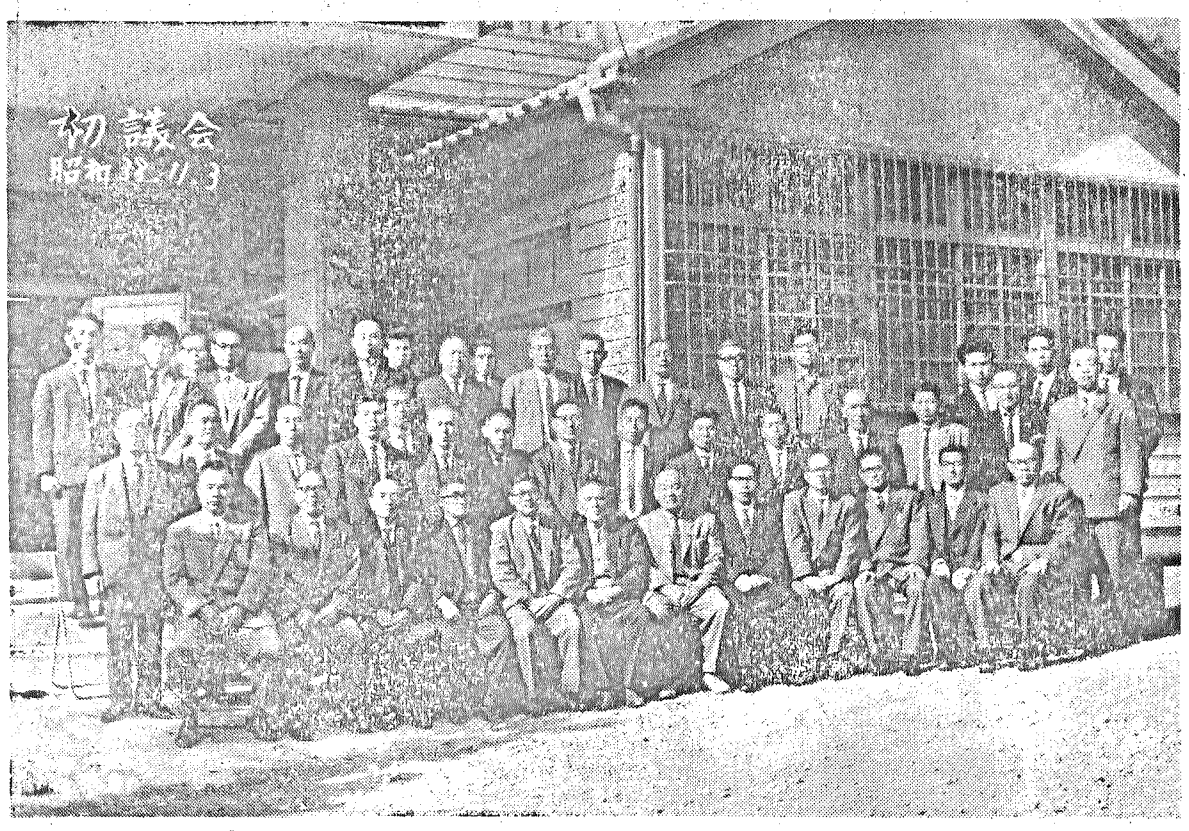

改選後初議会開かる

議長に大貫熊雄氏
副議長に田山勇之助氏

新議員による初の町議会が去る十一月三日開かれました。開会に先だち、最年長議員である田口富之介氏が臨時議長となり、議長選挙を行った結果、大貫熊雄氏が選任されました。

（敬称略）

議長　大貫熊雄
副議長　田山勇之助
総務常任委員会（七名）
委員長　田山安蔵
副委員長　飯島一之介
委員　小松崎弥四郎
〃　菅原弥
〃　栗田芳太郎
〃　鬼沢保兵衛
〃　平山智得
建設常任委員会（八名）
委員長　石崎作衛門
副委員長　荷池彦衛門
委員　坂本忠一
〃　正木庄四郎
〃　小沼与四郎
〃　亀山清
〃　郡司薫
〃　田山勇之介
教育民生常任委員（七名）
委員長　皆藤源次郎
副委員長　田口富之介
委員　関根恵一
〃　天野春野
〃　米川竜
〃　磯崎一郎
〃　関根軍次
経済常任委員会（七名）
委員長　小野瀬勝雄
副委員長　大貫定夫
委員　内山光正
〃　飛田惣一
〃　井上信男
〃　関野清兵衛
〃　関根喜衛門
臨時出納検査立会議員（三名）
飯島一之介
石崎作衛門
内山光正
監査委員（議会選出）
菅原弥
工場誘致特別委員会委員（十五名）
委員長　小野瀬勝雄
副委員長　大貫定夫
委員　井上信男
〃　関野清兵衛
〃　関根喜衛門
〃　内山光正
〃　栗田芳太郎
港湾建設特別委員会委員（十四名）
委員長　小松崎弥四郎
副委員長　飯島一之介
委員　正木庄四郎
〃　石崎作衛門
〃　坂本忠一
〃　菊池彦衛門
〃　小沼与四郎
〃　田山安蔵
〃　天野春野
〃　飛田惣一
〃　田口富之介
〃　鬼沢保兵衛
〃　平山智得
〃　皆藤源次郎
町営住宅入居者選考委員（七名）
委員　関野清兵衛
〃　坂本忠一
〃　菅原弥
〃　飛田惣一
〃　天野春野
〃　小野瀬勝雄
〃　米川竜
〃　関根軍次
〃　菅原弥
〃　関根恵一
〃　磯崎一郎
〃　田山勇之介
〃　郡司薫
〃　亀山清

全町水道化へ第一歩

待望の「神明水」
市街地をうるほす

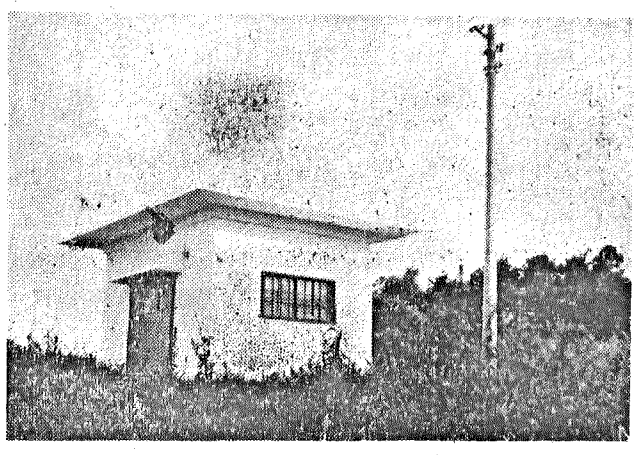

町勢の伸展と、文化の顕るしい向上に伴い、水の需要は益々増大の一途を辿りつつあります。

当時の簡易水道事業も今年度より三ケ年計画の上水道建設工事第一年度に入り、水源を既報の夏海成田地区字成田前に求めて極めて良質な取水に成功、続いて全町給水に対する水源確保に万全を期し同地区字仲池地内に次のさく井工事を続行中でありますが、此の深井戸よりの送水管、配水本管等の総延長は五四六二メートルに及び之が布設本管に接続し、時間給水の悪状態にあった既施設に活を入れるべく、昼夜兼行の突貫工事の結果遂に待望の「神明山の水」を既設給水本管に導入多大の成果を収めることができました。

尚水量については第一期工事の幹線本管の布設を待って、はじめて真価を発揮することになりますが、現在の段階では約一五〇〇人の給水人口の増加が見込まれるので、之が対象は既設給水区域内の希望者及び北河岸地区給水希望者に限定し九月初旬より工事着手の予定です。

その他の地域は明三十九年度の第二期工事の進捗状況により逐次増加を計り、全町の完全水道化を昭和四十年度までに実現する予定です。

【写真は稼動中の新水源地】

大洗原研用地の確保

地主さんあげての協力で明るい見通し

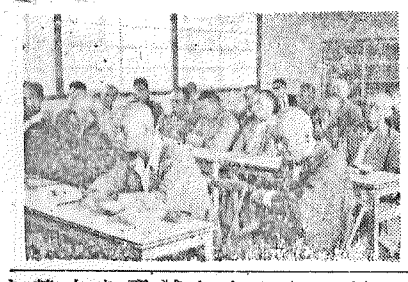

国家的な事業でもあり、わが大洗町の発展の重要な柱となる原子力研究所が、夏海地区に設置が決定されて以来、用地四十万坪確保のため、県、開発公社、町が一体となって地主の皆さんといくたびか交渉を重ねてまいりました。先祖伝来の大切な土地を手離すということは、なによりも悲しく辛いことであり、地主さんの中には耕地のほとんどを失い農業ができなくなってやむを得ず転業をしなければならない人、耕地の半ば以上減ってしまうため、経営の方法を変へなければならない人も沢山あります。このような犠牲となる人のために就職のあっせん、農業技術の指導などを行なって、現在より収入の減らないよう、町や県で十全な対策を構じてやる義務と責任があるわけで、いまその対策をねっているところです。

地主さんの数は一四〇世帯ほどで七月以降部落懇談会や個人面接による意向調査などを行なってきましたが、一方地主さんの方でも各地区より十六名の地主会役員を選出し、土地価格をはじめ、転廃業、営農改善、代替地対策などの重大な諸問題を協議検討をしました。幸い地主さん方の深い理解と高い愛町心によって現在話合いも順調にすすんでおります。

十月二十二日より県の林政、林務課関係職員十二名の人達が泊り込みで山林の立木を二筆毎に調査をはじめ現在その作業を継続しております。

これからは本格的な土地売買の契約書を取交し、所有権移転登記の仕事にうることになるわけです。

躍進大洗町の将来に期待され地主さん方の心から御協力に対し衷心より感謝を申上げたいと思います

違反建築をなくそう

正規の手続きふんで

茨城県ではただ今県および建築士会が中心となって「違反建築をなくそう運動」が実施されています。これは無断で行なわれる「やみ建築」ほど災害に弱い不良建築になりがちですから、必らず正規の手続きをふんで国民の義務を果すと共に、法規に合った堅実な建築を行なうようにしようとする運動であります。町民の皆さんも建築をする場合は必ずこれを実行されるよう御協力をお願いします。建築手続きなどについては役場建設課に相談して下さい。

広浦干拓、用排水事の更新

國補事業で三カ年計画

当町の穀倉地帯といわれている広浦干拓では二〇町歩の美田をうるおす用排水機場が、すでに三〇年を経過し、大部老朽化して能率が悪くなってきました。

広浦干拓ではかねてからこの更新をしようと計画準備をすすめていましたが、このほど国の補助事業として採択決定され、ことしから三ケ年計画で事業を実施することになりました。

これが完成すれば一層増産が期待され関係農家の皆さんは大喜びです。

農業の近代化へ前進

交換分合計画委員決る

農家の生活向上を図るため、近年農業の近代化、農業構造改善等いろいろ国家的の施策が講じられ勢しい姿の農業へ発展をとげようとしています。

大洗町においてもこの施策の一環として夏海地区の農業集団化のための畑地交換分合事業を計画したところ、関係農家から非常によい事業であるので、ぜひ立派な交換分合を成しとげたいと、各部落とも計画委員の互選会を開いて適任者を推薦し、この事業に参加する農家の意欲的な協力体制の段階へ前進することになりました。

大洗町農業委員会は事業主体となり、十一月十二日計画委員の委嘱を行なうと同時に、事業の進め方について計画委員会の委嘱を結成して協議を行ないました。

選任された交換分合計画委員の方々は次のとおりです。

◎栗田芳太郎　大川要
○杉山晴茂　杉山岩夫
米川光　高須良夫
高梨実　為谷保男
杉山高雄　関一也
清宮清宮誠
米川秀治　清宮正
清宮昌一　今泉喜一
米山栄一　佐藤義
清宮尚親　岩崎実
長井部与四郎　郡司薫
深作伊佐男　大谷清蔵
深作保　深作進一
小沼喜一郎　◎印は委員長
米川巌　○印は副委員長

2千人収容できる大殿堂

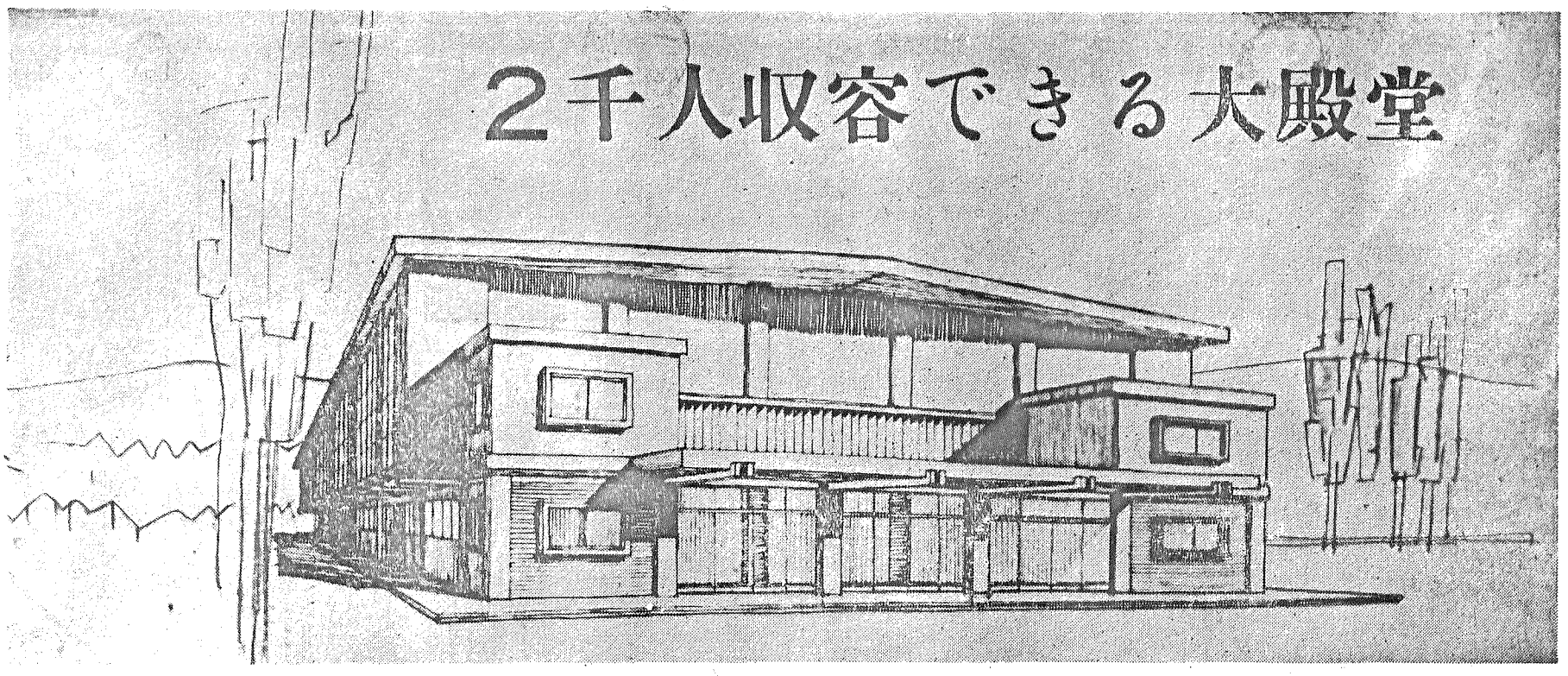

待望の体育館着工

総工費二千万円で

学校当局はもちろん、町民久しく待望やまなかった屋内運動場の建設が、いよいよ実現することになりました。

工事は安藤建設株式会社が請負い去る十月八日関係者多数出席のもとに起工式が行われ、いま着々と工事が進められています。

建設の場所は第一中学校の東側で

総建坪　二九八坪
ホール　二二六坪
ステージ　二九坪
玄関　一四坪
ギャラリー（観覧席三九坪で鉄骨鉄平家建（観覧席は二階）の堂々たるものです。

館内に設置される体育施設は

一、公式競技用バスケット　一式
二、バレーコート　一式
三、公式競技用高鉄棒及び低鉄棒　一式
四、走行式クライミングロープ

などです。

二千人の人を収容することができるので、当町では一番大きな建物になるわけです。

完成は明年三月下旬頃です。

教育の振興に大きな役割を果すとともに、躾道をつづける大洗町のためにもなにかと貢献してくれることでしょう。

（図は完成後の体育館透視図）

体育館建設資金にと 百万円を寄贈

もと副議長の久保木さん

久保木 清 さん

当町磯浜町在住のもと大洗町議会副議長の要職におられた久保木清さんは、旧磯浜町議会議員に当選されて以来、実に三十数ケ年の永きに亘り町行政に参画され、町の発展に尽される一方、大正十五年旧磯浜町に県下はじめての方面委員（現在の民生委員）が設置されたと同時にその職に就任、昭和二十四年法令の改正（議員との兼職禁止）によりやめられるまで二十三年間、町民の福祉と生活安定のため貢献されたほか、学務委員、農地委員、保護司、嘱託員などの公職を兼ね、特に納税組合長を四十年以上も勤められ、町財政の確立に多大の功績をのこされました。一身を忘れて公のため東奔西走されるその崇高な奉公の精神と高潔な人格とは、全町民の均しく感謝するところでありました。

今回の町議会議員の改選にあたっては、健康上出馬を断念されたのでありますが、公職を退くに際し目下建設を急いでいる屋内体育館建設資金の一部にと私財百万円を寄贈されました。この久保木さんの篤い志にたいし、町当局は勿論町民皆さんとともに衷心から御礼申し上げたいと思います。

なお久保木さんは、先般永年に亘る前述の重なる功績が認められ、自治功労者として最高の栄誉である藍綬褒章を授与されております

初の奨学生きまる

山本憲行君ほか二名

過般施行となった、大洗町奨学資金支給条例にもとずく奨学生を選び出すため、先般その選考委員会が役場会議室で開かれました。多勢の候補者の中から慎重に選考の結果、つきの三名の学生が本年度の奨学生として選ばれました。

奨学生として下さるよう一層の御奮斗を願ってやみません。

卒業中学校名	奨学生氏名	在学校名	住所	世帯主氏名
第一中学校	山本憲行	県立水戸一高校	大洗町磯浜町一、二五二	山本こう
同	柳ひさ江	県立那珂湊一高校	大洗町磯浜町七四〇	柳　ふみ
南中校	芦川秀夫	県立勝田二高校	大洗町大貫町二五一	芦川義三

火災シーズンを迎えて11月26日から12月2日

までの1週間、全国的に秋の火災予防運動が実施されます。一般家庭では、たばこの火の仕末、石油コンロストーブなどの点検、取扱い、電気器具の取扱いなど火災の原因となるものにじゅうぶん注意して、火災の多くなる冬に備えましょう。

農地等取得に新資金制度

農業構造を改善するためには、零細な経営規模を拡大する必要があります。農業経営構造改善推進施策の一環として新たに設けられた農林漁業経営構造改善資金融通制度は、農地や採草放牧地等の取得資金として、特別に低利で長期の資金が融通される制度です。

時代の要求に合わない自作農資金制度

農業経営の規模を拡大したり、経営の近代化をはかるために必要な農地の取得資金融資の制度としては、従来「自作農維持創設資金制度」がありました。

しかし、これまでの融資条件では農地を取得しようとしても、償還の面で不安があったり、貸付金額が少額であったために、自立経営規模に達すること―さらには、より合理的な経営規模に拡大していくことが、困難な状態にありました。

とくに、農業経営構造改善事業を実施することになって、土地の合理的再配分を進める必要性が、一段と強まってきた結果、農地等の取得資金をもっと長期で、もっと低利で融資することが強く要請されるようになりました。

また、経営規模を大きくするには必ずしも既耕地を取得することだけが適当なわけではなく、農地や採草放牧地として利用することのできる未墾地、つまり山林や原野の取得も融資の対象とすることが合理的な場合も少なくありません。

このような考えかたから、自作農資金制度を改正する必要が生じてきたわけです。

果樹・畜産部門を加えて新設

去る三月末の国会で、「農林漁業金融公庫法」の一部が改正され、自作地、小作地等の取得資金を「自作農資金制度」から分離させこれに「果樹園経営改善資金」とか「畜産経営拡大資金」などを加えて、新たに設けられたのが「農林漁業経営構造改善資金融通制度」です。

したがって、土地取得資金は、この新制度の一環として貸付けられることになり この九月から新制度による土地取得資金が始められました。

いままでは、例年十二月末までに「貸付けを受ける資格がある」という知事の認定を受けていただくことになっていましたが、制度の改正のため、かなり取扱いが遅れてしまいましたので、本年度の貸付適格認定は、明年三月まで、十二月を除いて毎月行なうことになりました。

額も大きく、償還期間も長い

今度の改正で、特に変った点としては、農地取得資金、採草放牧地取得資金に、新たに未墾地取得資金が加わり、「利率が下がり」、「償還期間も長く」なり、「貸付金額も引き上げられたこと」などがあげられます。

まず、利率については、従来の自作農資金制度では年五分であったものが、こんどは四分五厘になりさらに農業構造改善事業の実施地区では年四分になりました。

また、償還期間は、従来は据置期間を含めて二〇年ということでしたが、新制度では、償還期間のみで三〇年、そのほかに据置期間を三カ年以内とれることになりました。

貸付限度額も、従来個人の場合は四〇万円、農業生産法人の場合は一五〇万円となっていましたが、新制度では、個人が八〇万、農業生産法人が三〇〇万円に、それぞれ引き上げられています。

なお、この貸付限度額は、いままでに自作農資金の土地取得資金を借り受けている場合でも、それとの通算は行ないませんから、改めて、今後個人の場合八〇万円、農業生産法人の場合は二〇〇万円まで借りられることになります。

そのため、債務保証の方法も有利になり、農地等を担保にする場合従来は固定資産税の評価額そのままで取り扱われてきましたが、それを、田では固定資産税評価額の二・二倍、畑は三・五倍に評価されます。

また、このような評価か、時価にくらべて不当に安いという場合は時価の五〇％まで評価することもできるようになっています。

もちろん、担保を出さず、保証人だけでもよいわけで、お申出によって ご相談に応じます。

貸付條件は従来どおり

従来の自作農資金の場合と同様、「知事の貸付適格の認定」を受けたかたに貸付けられることになります。

この認定申請は、地元の農業委員会に出していただくことになっていますが、この申請には、農業経営改善計画書をつけていただくことになります。

この農業経営改善計画書には、農業経営の状況や資産・負債・収入・支出の状況と、今後の経営改善計画を書いていただくことになりますが、みなさんの市町村で、農業経営構造改善事業を進めている場合は、地域の計画や実施事業とうまくなじむような配慮が望まれます。

みなさんが、経営改善計画をたてるときには、農業委員会、農協同組合、農業改良普及所などが協力することになっていますから、まず、農業委員会とよくご相談ください。

ぜひ心得たい農地の知識

これらの問題について調べてみると、ほとんどの者が法律の軽視から起きているもので、今後も増える傾向にあるので、ここで農地にはいろいろ制限が加えられていることを説明し、法律を正しく励行していただけるようおねがいしたいと思います。

農地法の主な規定を概略説明すると、農地はまず個人の自由にならないものであると考えて差支えない。それ程までに特殊な取扱いを受けている。次の行為をしようとする場合は、県知事の許可を受けなければなりません。

①農地の売買、交換、贈与するとき
②農地を農地以外の宅地や山林雑種地に変えて使用するとき
③農地の賃貸借契約を合意解約し小作地を返すとき
④農地の賃貸借契約を一方的に解除し、土地取上げをするとき

また、農地はまず個人の自由にならないものであると考えて差支えない。それ程までに特殊な取扱いを受けている。次の行為をしようとする場合は、県知事の許可を受けなければなりません。

①農地の売買、交換、贈与するとき
②農地を農地以外の宅地や山林雑種地に変えて使用するとき
③農地の賃貸借契約を合意解約し小作地を返すとき
④農地の賃貸借契約を一方的に解除し、土地取上げをするとき

また、農地を貸すとき、借りるときは、その使用目的によって県知事或は農業委員会の許可を受けなければなりません。

このような許可を受けないでした農地の契約は、法律上無効です金を出して買受けた農地でも所有者になれません。また、自分の所有地でもあ貸してある農地であれば、賃借人以外のものには売ることも、貸すことも、贈与することもできません。

農業委員会は、みなさんの権利を有利にまもる方法や手続、遺産相続による農地問題、土地境界、土地利用調整、耕作権など農地をめぐる問題について、いつでも相談に応じ問題の解決に当っています。

あかるいくらしをするために、正しい知識を身につけてから問題に取組んでいただきたいと思います。

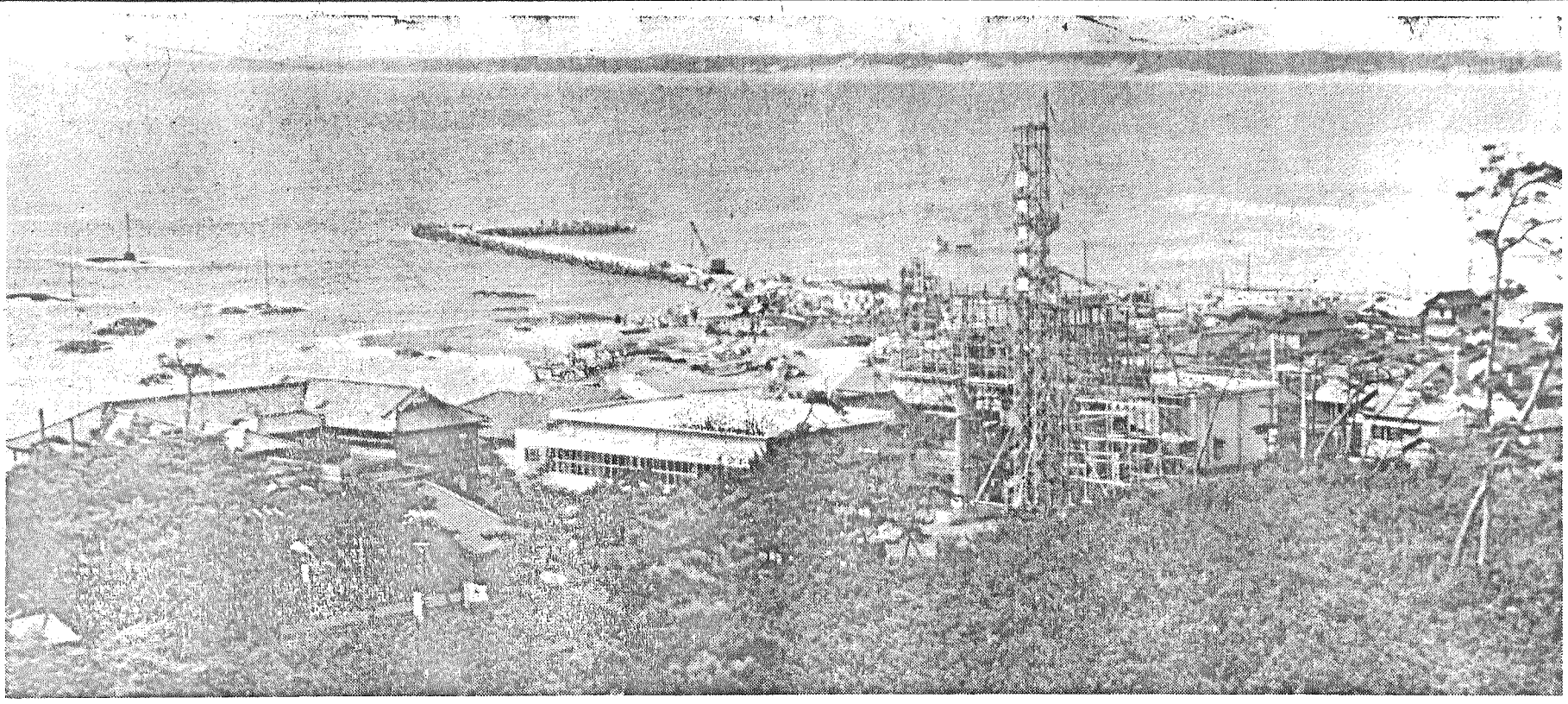

すすむ港湾建設

南防波堤60米でき上る

埋立工事も引きつづいて実施

第３年目を迎えた大洗港の建設工事は、いま順調にすすんでいます。ことしは全く珍らしい年で大きな台風の來襲もなく、工事の進捗を助けてくれました。すでに 265米におよぶ東防波堤は完成し、明年度あたりから この上に高さ2米20の「パラペット「(波返し)が立上がる予定です。

現在38年度工事予定の南防波堤 100Mのうち60Mができ上がりました。港湾敷地造成のための埋立工事も引続いて行われています。小型漁船用の船付場(斜路)の施設も逐次増強され、だんだん港らしい形ができ上がりつつあります。

【写眞は進捗する港湾の遠景】

大洗原研の建設

十一月三日茨城放送局より放送

町長　加藤　清

一、大洗原研の内容

一昨年の秋、放射線の工業化を目的とする研究所の候補地として高崎と大洗が選ばれ、結局この研究所は高崎にきまりまして、大洗へは第二原研をつくろうということになったわけです。

一つは「ラヂオアイソトープセンター」の設置でございます。「アイソトープ」の需用は年々増大しておりまして医薬、農業、工業など広く各部門に亘っております。現在、その八割は病院で使われておるようでございますが、今後その需用は益々伸びてゆくものと思われます。

現に私達の町で、現在大洗港を建設中でありますが、屢もむづかしい漂砂の調査に、この「アイソトープ」が使われまして大きな効果をあげております。これは、昔、港をつくるとき、漂砂の移動のため埋没しまして失敗した、にがい経験を持っておりましたため、調査は三年に亘り慎重にやったのでございます。

そうした中で、この「アイソトープ」を使って砂の移動を調査したわけであります。これはたしか、日本で二番目に実用されたということをきいておりますが、これによって漸く結論が出て建設がはじまったのであります。このほか農業では、品種の改良とか種子の保存とか、もう既に実用に入りつつあるわけでありまして、私達は一日も早くこうした原子力の平和利用が進みまして、私達の日常生活に「プラス」になることを願っておるわけです。

尚、これはまだ決定されておりませんが、現在東南アジアの「アイソトープセンター」を作ろうということが論議され、どこへそれを作るかということが原子力国際会議の課題になっておるということであります。日本はその有力な候補地でありまして、もし日本に決るということになれば、今度大洗に予定されておる「アイソトープセンター」が、また非常に期待されると思っております。それからもう一つは、材料試験炉と国産動力炉の建設でございます。材料試験炉は原子炉の技術開発のための炉でありまして現在設計中ということであります。

国産動力炉は将来の実用発電炉のための開発でありまして、去る二十六日東海村で原子力による、わが国最初の原子発電が成功し、私も出席して、あの歴史的瞬間をまのあたり体験して非常に感激したのであります。あれは外国のものでありまして、今度大洗へ予定されておりますものは純然たる国産のものでございます。以上が主な内容でございます。

二、安全性の問題

たしかに安全性ということは一番大事なことであると思います。私達もこの話がありましたとき、最初に心配したのはこの点でございました。早速専門家を呼んでくわしい話しをきき、また東海村へ行って村長さんの意見をきいたり実地に 調査を したわけでありますが、私達は今後、一層この問題に真剣に取組み万全を期したいと思います。

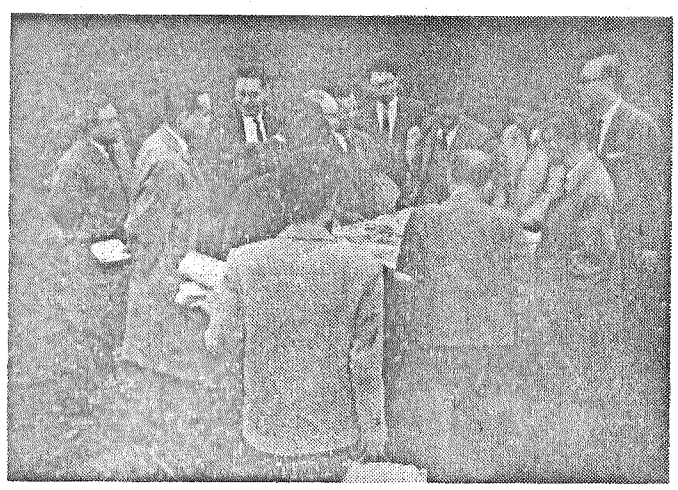

原子力委員会委員一行の現地視察

三、敷地について

お尋ねの敷地は全部民有地でございまして、百四十町歩余りでございます。はじめは「アイソトープ」だけだと思っておりましたところ、今まで申し上げたように非常に拡大されてきた次第でございます。

土地問題は、ほんとうに大事でございまして、県の開発公社と町が一体となりまして、いままでも幾度か懇談会を開き相談をしてきたのでございます。私達はこんど予定されておる大洗原研は、東海村と同じくあくまでも国民の生活にプラスする平和利用であって、しかも地域の開発であり、また県の総合開発の一環でもあるということで地主の方々にも了解を願っておるわけですが、幸いに全面的に協力していただきまして話し合いも順調に進んでおります。一日も早く完了したいと日夜努力を続けておる次第でございます。

四、地帯整備について

たしかに今後、一番大事なことは第二原研の実現によって予想される地帯整備の問題であると思います。中央では現在、専門家によって原研周辺の地帯をどうするかという問題が論議されておるのでございますが、私共町村の立場から申しますと、今後道路や上下水道住宅、学校、その他原研の建設に伴って色々な整備が急がれることと思います。特に道路や排水の整備等は緊急の問題でありまして、これは亦地域の住民にとりましても直接な関連性があるわけであります。

こうした基本的な問題は、実際建設がはじまってからでは間に合いません。どうしても早くから総合的計画をたてて、逐次実現してゆくことが大切だと思います。特に経費の点については東海村でも、すでに体験されておるようですが町村の財政ではどうにもならず、どうしても国の強力な援助がなければ不可能であります。さきに話しました安全管理対策、あるいは地帯整備などの点については国がやはり責任をもって、これに当っていただきたいと思っております

敷地内の立木調査

私達の町では古くから水産業と農業それに低調な観光に頼って生きて参りました。私は町政をあづかって以来、ねむれる町から活気溢れる町に、後進性の町から先進性の町にするため、そして豊かな文化都市にするため何をしようかと心をいためました。まづ第二に着手したのが大洗港の建設でございます。

漁船を入れ、貨物船を入れ、産業港として県中央部の窓口となり、町の飛躍的な発展を考えたのであります。幸い町民各位関係者の協力によって実現し、ことしはその第三年目に入りました。観光開発も、はじめは夏の一季型でございましたが、このごろ漸く春秋お客さんが来るようになりまして、三季型に近づかんとしておりますまあ満足な発展のキザシが芽生えて参ったと思います。農業振興は卒直にいって、なかなか現状を抜けきれないのでございますが、現在農業基盤の整備を図っており、特にこんどの第二原研の問題と関連して、営農対策は重大となって参っておりますから、今後この点に力を注ぎたいと思っておりますこうした私達が地域開発を進めてゆく途上に、たまたま第二原研の問題が出て参ったのであります。その次は経済界が好況であり、その波に乗って、どこの町村でも工場誘致が非常に活発でございました。私達の方でも、どうするかということで慎重に考えたのでございますがあらゆる点を検討して誘致にふみ切った次第でございます私達の念願とするところは、産業と観光を二本の柱として、新しい町の総合開発をおしすすめておるわけですが、こんど予定されます「アイソトープセンター」や大洗原研の実現は、港湾と並んで大きな役割を果すであろうと期待しておるわけであります。と申しますのは、これが実施されれば、東海村にも非常に近いし、大体四十分位で行く事ができますから、その周辺の開発も、今後ますます進められてゆくことと思います。幸いにして高速道路、つまり東京から大洗を通って福島県へ通ずる「ハイウエイ」の計画もあるそうですし、亦私達が現に運動中である鹿島鉄道も将来実現すると思いますそうした場合は、東京という一大「マーケット」を背後に控え、いろいろの点で大洗の姿も、日一日と前進してゆくことと思っております。

大洗町一般会計
昭和37年度 決算のあらまし
事業投資 4,300万円

めざましい進展をつづける吾が大洗町の昭和３７年度の決算がまとまりました。才入の方をみますと、重要な財源である町税の収入は、町民皆さん方の全面的な御協力により極めて良好な成績をあげておりますし、地方交付税をはじめ、国や県などの補助金も順調に入り、町有財産（土地、立木）の処分代金もほとんど収入済となり、町で行う各種事業に振り向ける町債（国よりの借入れ）もまずまずでした。

才出の方では港湾建設、国県道の改修などの負担金 約１，５００万円、中小学校校舎の増改築、夏海公民館の建築、南中学校校庭の災害復旧などで １，７５０万円、失業対策事業の町負担３７０万円、農道の改修、涸沼沿岸防災堤の建設負担金、36年６月の集中豪雨による夏海地区３ケ所の農業災害復旧工事費などで１２０万円、海水浴事業１６６万、県立高校建設のため寄付金５１０万円、消防強化のため貯水池２ケ所の増設、火の見櫓一基とトーハツポンプ２台の購入に１５５万円、これらの合計約４，３００万円が事業投資となっています。

才入才出差引き９５４万余円の繰越となっていますが、この大半は３７年に実施すべき事業が収入がおくれた関係でやむをえず３８年度に繰越されましたためその事業資金として繰越充当されるものです。

特別会計の国民健康保険では、保険給付費（医者に支払う医療費）が２，４５０万円と大巾な伸長を示しましたが、収入の面で皆さんの納入する保健税や国庫補助金などが順調に収入され、差引き４７８万円の繰越しとなりました。

簡易水道の方では、水道使用料２２４万円と町よりの繰入金１６９万円が主要財源となり差引き１２３万円ほどの繰越しとなりました。

歳　入

款	予算現額	収入済額
❶ 町税	40,457,730	46,852,199
❷ 地方交付税	50,830,000	56,039,000
❸ 公営企業及財産収入	12,298,000	13,000,045
❹ 分担金及負担金	4,655,300	4,379,917
❺ 使用料及手数料	5,728,620	5,775,821
❻ 国庫支出金	10,318,634	9,544,275
❼ 県支出金	2,585,620	2,451,497
❽ 寄附金	7,415,000	197,000
❾ 繰入金	800,000	800,000
❿ 繰越金	63,462	221,928
⓫ 雑収入	9,847,000	9,249,853
⓬ 町債	19,500,000	13,000,000
歳入合計	164,499,366	161,511,535

歳　出

款	予算現額	支出額
❶ 議会費	6,205,621	6,041,346
❷ 役場費	36,933,765	36,756,176
❸ 消防費	4,053,171	3,658,628
❹ 土木費	25,534,382	20,405,027
❺ 教育費	31,322,199	30,598,835
❻ 社会労働施設費	25,358,866	23,215,022
❼ 保健衛生費	5,143,752	4,988,992
❽ 産業経済費	8,934,201	7,753,685
❾ 財産費	3,051,813	2,946,948
❿ 統計調査費	215,880	152,671
⓫ 選挙費	1,652,430	1,323,731
⓬ 公債費	5,337,008	5,165,208
⓭ 諸支出金	10,723,465	8,955,635
⓮ 予備費		32,813
歳出合計	164,499,366	151,961,904

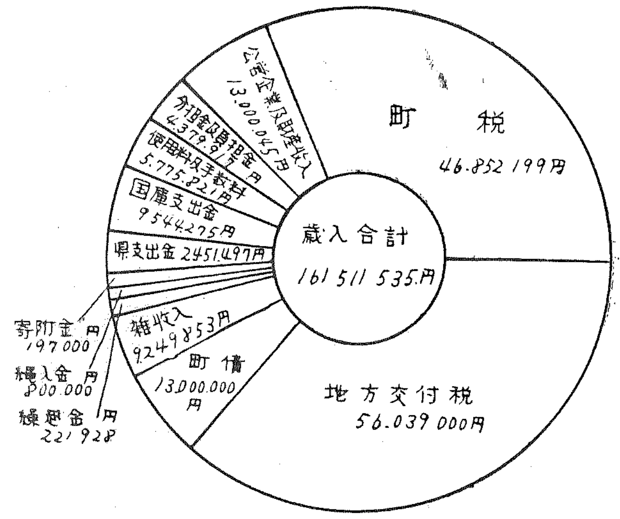

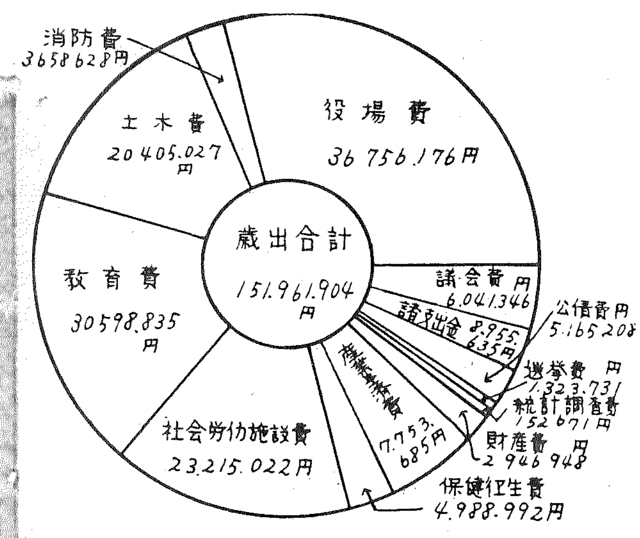

歳末たすけ合い運動

毎年才末にあたり生活困窮の方々に明るい正月を迎えていただくため才末たすけ合い運動を実施し多くの方々の御協力により数多くの金品の拠出をいただき町内居住の生活困窮の方々より感謝されております。

今年も町民各位の血の通った温い心を集めて不幸な人々を慰め励まし合い「明かるい年越し」ができるよう「思いやり」の精神により不幸な人達に対し、物心両面の援助いたすことになりました。以上の趣旨のもとに、左記期間を才末たすけ合い期間として町民各位の御協力をお願いいたすことになりました。

この期間中に「思いやり」の精神より金品の拠出を希望される方々は是非役場厚生課民生係まで御連絡をいただきたくお願いいたします。御連絡あり次第係員が受領に参上いたします。この運動に多数の町民各位の参加をお願いいたします。

記

運動期間　昭和三十八年十二月一日より三十一日まで。

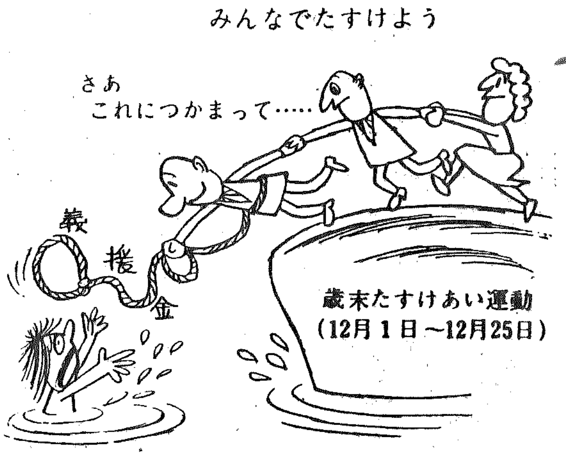

「かぜ」は万病のもと

冬の訪れと共に、十月末より急に増えてきた「かぜ」。今のところ赤ん坊や老人に多い様ですが、学校を休む生徒もどんどん増えております。問題はふつうのかぜの流行に続いておこるインフレエンザで、昨年は一～二月に全国で四十万人の患者のうち二万人が死亡するという大流行がありましたが予防注射の実施等で今年の当初には大分落ちついたものです。然しわざわいはわすれた頃にやってくる―これからの流行期にそなえて次の事柄を念頭におきましょう。

症状
○くびの痛み
○咳（子供は犬のほえる様な咳）
○発熱
○扁桃腺を侵されると頭痛、吐気、発疹の出る事がある
○赤ん坊は消化不良を伴う。

予防
○外から帰ったら必ずうがいを。
○過労をさけ、低抗力をつける。
○乳幼児は人ごみへつれ出さない。

かぜにかかったら、
○暖かくして寝ている。
○熱さまし等やたらにのまない。
○三十八度以上の熱には氷枕を。
○マスクをかけ、他人に移さない。
○温かい飲物を沢山とる。
○うがいを多くする。

（国保保健室）

インフルエンザの予防

あなたの将来と家族のために

国民年金

国民年金はだんだん改正されて今ではもう滞納をする人は殆んどなくなりました。今後共保険料は将来のため必ず納期までにおさめましょう。

こんな便利な納め方もある

三カ月ごとに納めるのはめんどうだという方は保険料を前納しましょう。こうすれば時間も手数もはぶけ、将来の備えができ、そのうえ年五分五厘の割引があります。

出さないと損する届書

一枚の届書ですが、出さないとあとで権利が主張できなくなりたいへん不利です。

○二〇才になっても会社、工場に勤めないとき《資格取得届》
○住所が変ったとき（住所変更届》など

納められないとき（免除）

収入が少ないなどのために納められないときは、免除を申し出て下さい。保険料が免除されても年金は支給されます。

年をとってからの老令年金だけではない

途中で事故があれば、次のような年金が支給されます。

○老令年金
○障害年金
○母子年金
○準母子年金
○遺児年金
○か婦年金
○死亡一時円

わからないことがありましたらいつでも役場の保険課でお尋ね下さい。

国保

世帯主七割給付と低所得者の減税

当町の国民健康保険は創設以来毎年年を追うごとに改善されていきます去る十月からは世帯主七割給付が実施されて、世帯主が病気になった時の医療費は自己負担三割ですむと云うことになりました。大洗町の医療祉のためまことに嬉しい事です。

また今年は収入がごく低い人に対しては国保税の減税が行われることになりました。この減額精算は四期以降で行います。

なを皆さんの健康を守る国保ですから互助の立場にあることを深く理解され、完納にご協力下さるようお願いいたします。

老後のしあわせのために

保険料の滞納をする人は、もう
ほとんどなくなりました。
誰もが年金を受けている時になって
ひとり受けられないで、後悔することのないよう今から心掛けましょう。
納められない人の為には、免除の制度もあります。
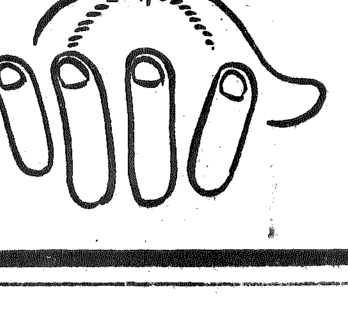
國民年金